平成３０年（フ）第１２６号
仙台市泉区南光台東２丁目40番２号　ヒルズ南光台102、従前の住所宮城県大崎市岩出山字下川原９番地20
破産者　渡辺　英樹
1　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで
2　一般調査期日　平成30年８月27日午前11時30分
平成30年６月４日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１１５号
埼玉県志木市幸町２丁目４番８号　T’ｓフラット　102号、旧住所埼玉県新座市東１丁目８番13―506号
破産者　中田　正人
1　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで
2　一般調査期日　平成30年10月22日午前10時30分
平成30年６月４日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５７４号
広島県山県郡北広島町今田1252番地
破産者　新井テル子
1　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで
2　一般調査期日　平成30年９月７日午前10時
平成30年６月４日
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２２０号
大阪府高槻市沢良木町１番11号
破産者　有限会社トラストハウジング
1　破産債権の届出期間　平成30年７月６日まで
2　一般調査期日　平成30年９月10日午後２時
平成30年６月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１号
鹿児島県南さつま市坊津町坊5851番地１
破産者　大平　雪子（旧姓田中）
1　破産債権の届出期間　平成30年７月６日まで
2　一般調査期日　平成30年９月３日午前11時
平成30年６月４日
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第１３１号
（最後の住所）香川県仲多度郡まんのう町東高篠1647―２　満濃ハイツ２号
破産者　亡藤田耕三相続財産
1　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
2　一般調査期日　平成30年９月13日午後１時45分
平成30年６月４日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１０３０号
大阪市北区曾根崎１丁目４―５　エステムプラザ梅田202、営業所神戸市長田区三番町５丁目４番地、（開始決定時の住所）兵庫県西宮市柏堂西町２番27号
破産者　岩元内科こと　岩元　榮一
1　破産債権の届出期間　平成30年７月18日まで
2　一般調査期日　平成30年７月26日午後２時30分
平成30年６月４日
神戸地方裁判所第３民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２９年（フ）第３０号
山口県岩国市岩国３丁目２番23―101号
破産者　中務　英樹
異議申述期間　平成30年７月17日まで
平成30年６月５日　山口地方裁判所岩国支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第９３５２号
東京都港区赤坂２丁目17―50―601
破産者　小路　佳澄
免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
平成30年６月５日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第１００１号
千葉県船橋市潮見町16番地２号
清算株式会社　株式会社第一熱処理和歌山
代表清算人　曽根　光彰
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所民事第４部

平成３０年（ヒ）第２０４１号
東京都千代田区有楽町１丁目７番１号有楽町電気ビルヂング北館９Ｆ弁護士法人三宅法律事務所
清算株式会社　株式会社若松屋衣裳店
代表清算人　中野　　亮
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第２号
埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄４番地
清算株式会社　株式会社献
代表清算人　軽部龍太郎
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所秩父支部

再生手続終結

平成２９年（再）第１９号
東京都目黒区東山２丁目３番２号
再生債務者　株式会社ＣＯＤＥ．９
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成30年５月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再）第１０号
京都府京田辺市松井ケ丘１丁目１番地12（主たる営業所の所在地　大阪府枚方市渚南町25番12号）
再生債務者　渚クリニックこと　笹　　征史
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した。監督委員及び管財人はいずれも選任されていない。監督命令の取消決定は確定した。
平成30年６月４日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第６３号
埼玉県坂戸市日の出町16番１―1006号　メロディーハイム坂戸
再生債務者　池谷　佳仁
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月22日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月６日から平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（再イ）第６４号
埼玉県川越市藤原町25番地２（ソフィア川越四季彩の街205号室）
再生債務者　成川　信仁
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月22日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月６日から平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（再イ）第９号
北海道旭川市北門町14丁目2144番地
再生債務者　室井　孝介
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月25日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月９日から平成30年７月17日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２９年（再イ）第１３０号
さいたま市緑区大字大門2721番地５
再生債務者　破入　　裕
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月25日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月９日から平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成３０年（再イ）第６９号
さいたま市見沼区大字東宮下623番地23
再生債務者　森　　孝之
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月25日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月９日から平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部